

# 百名小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成31年1月改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる(どの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうる)という事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会(児童支援委員会)

いじめ防止に関する処置を実効的に行うため、校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター等からなる、「いじめ防止対策委員会」を設置し、毎月1回及び必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会議や職員朝会等での情報交換及び共通理解

全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 教職員

#### ① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

#### ② 学級経営の充実

○ ソーシャルスキル・トレーニングやロールプレイング(役割演技)を通して他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、互いを認め合える人間関係・支持的風土づくりに努める。また、「毎月のアンケート」やQU検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

- 教師一人一人が、分かる・できる授業を心がけ、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ③ 道徳教育の充実（いじめに向かわない態度・能力の育成）
  - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
  - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
  - 読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
  - 毎月1回人権の日を設定する。また、人権擁護委員による人権教室を開催し、人権尊重の精神と「思いやりの心」を育てる。
- ④ 相談体制の整備
  - Q1検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を参考に、学級経営に生かす。
  - 毎月の「いじめのアンケート」後に、必要に応じて学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
  - 6月に教育相談週間を位置づけ子ども一人一人の理解に努める。また、2学期以降は毎月第4金曜日の6時間に教育相談を位置づける。
  - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育相談員、小中アシスト相談員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- ⑤ 学校の教育活動を通じた異学年交流の実施（「ピア（仲間）・サポート」）
  - 異学年等の交流（日々の活動や行事等）のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ⑥ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
  - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査（低学年に関しては配慮して行う）を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ⑦ 学校相互間の連携協力体制の整備
  - 中学校や幼稚園、保育所と情報交換や交流学习を行う。

## (2) 児童への指導・支援

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組（各学級や児童会による思いやり宣言や相談箱の設置など）を推進する。

## (3) 保護者

保護者を対象としたアンケートの実施やチェックリストを活用しいじめの実態把握に努める。

## 4 いじめ早期発見のための取組

### (1) 教職員

学校生活のすきま時間における児童との雑談や児童の休み時間・放課後等の活動の中で児童の様子に目を配り、「いじめサインチェックリスト」を活用したり、教職員間の緊密な情報交換を行ったりしてアンテナを高くする。

### (2) 児童への指導・支援

毎月のアンケートや日記などから交友関係や悩みを把握し、情報提供が気軽にできるよう児童との信頼関係を築く。

### (3) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、チェックリストの活用、教育委員会、中学校や児童民生委員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

## 5 いじめに対する早期対応（いじめに対する措置）

### （1）教職員

- ① いじめに関する相談を受けた場合、教師がいじめだと判断した場合、速やかに管理職に報告し、当事者双方や周りの児童からの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

### （2）児童への指導・支援

- ① いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③ 継続的に指導・支援を行う。
- ④ 学校カウンセラーを活用し、児童の心のケアに努める。
- ⑤ 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

### （3）保護者との連携

- ① いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

## 6 重大事態への対処

### （1）重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると思われる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると思われる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

### （2）重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。